

国民年金だより No.162

高齢者・保険課 国保年金係 ☎72-2101(内線324)
岡谷年金事務所 ☎23-3661

～国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ～ 国民年金保険料の追納をおすすめします！

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が少なくなってしまいます。そこで、生活にゆとりができたときには、10年前までさかのぼって納めることができる「追納」をおすすめします。

追納に関する注意事項

- 1 追納ができるのは、免除等が承認されてから10年目にあたる月の月末までです。
- 2 一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納めていない場合は、追納できません。
- 3 免除等を受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めていただきます。
- 4 免除等を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

令和4年3月末日までに追納する場合の1か月分の保険料額

年度	追 納 額			
	全額免除 納付猶予 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成23年度	15,350円	11,510円	7,680円	3,830円
平成24年度	15,200円	11,400円	7,600円	3,800円
平成25年度	15,180円	11,380円	7,590円	3,790円
平成26年度	15,330円	11,500円	7,660円	3,830円
平成27年度	15,650円	11,740円	7,820円	3,920円
平成28年度	16,310円	12,230円	8,150円	4,070円
平成29年度	16,520円	12,390円	8,260円	4,130円
平成30年度	16,360円	12,260円	8,180円	4,080円
令和元年度	16,410円	12,310円	8,200円	4,100円
令和2年度	16,540円	12,400円	8,270円	4,130円

※平成30年度以前の保険料には、一定の加算額が含まれています。

追納するためには、申し込みが必要です。

追納のご相談は、茅野市役所または岡谷年金事務所へお問い合わせください。

